

豊橋市健幸なまちづくり協議会難病対策部会運営要領

（設置）

第1 豊橋市健幸なまちづくり協議会規則第6条及び難病の患者に対する医療等に関する法律第32条第1項の規定に基づき、難病対策を推進するため、難病対策部会（以下「部会」という。）を置く。

（協議事項）

第2 部会は、次の事項を協議する。

- （1）難病対策の推進に関すること。
- （2）その他必要な事項

（組織）

第3 部会は、次に掲げる組織に属する者で構成する。

- （1）医療関係団体
- （2）医療施設
- （3）社会福祉関係者
- （4）学識経験者
- （5）関係行政機関
- （6）その他部会長が適当と認めた者

（部会長及び副部会長）

第4 部会に、部会長及び副部会長各1名を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により定める。
- 3 副部会長は、委員の中から部会長が指名する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議等）

第5 部会の会議は、必要に応じ、健康部長が招集し、開催する。

- 2 会議の議長は、原則として部会長とする。ただし、協議の内容に応じて、部会長があらかじめ指定した者を議長とすることができる。
- 3 部会長は、協議の内容に応じて、委員以外の学識経験者等の必要な者を出席させることができる。

（会議等の公開）

第6 部会の会議は、原則公開とする。ただし、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）第6条第1項各号に規定する非公開情報（以下単に「非公開情報」という。）が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当該会議がその一部又は全部を公開しない旨を議決したときは、この限りでない。

- 2 部会の会議録及び会議資料は、原則公開とする。ただし、これらに非公開情報が記録されている場合は、当該部分は非公開とする。

(報告)

第7 部会の会議での決定事項及び協議結果は、直近の豊橋市健幸なまちづくり協議会の会議に報告するものとする。

(記録の保管)

第8 部会長は、部会の会議の記録を整備し、これを適切に保管する。

(庶務)

第9 部会の庶務は、健康部健康増進課において処理する。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定めることができる。

附 則

この要領は、令和元年6月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月13日から施行する。